

一般社団法人埼玉県バスケットボール協会 定 款 細 則

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 本細則は、一般社団法人埼玉県バスケットボール協会（以下「本協会」という）の定款に基づき、本協会の組織並びに運営に関する基本原則を定めるものとする。

(加 盟)

第 2 条 本協会は、埼玉県内のバスケットボールを統轄する団体として、公益財団法人日本バスケットボール協会（以下「JBA」という）、関東バスケットボール協会及び公益財団法人埼玉県体育協会（以下「体育協会」という）に加盟する。

(加盟団体)

第 3 条 本協会は、埼玉県内のバスケットボール界を統轄するために、埼玉県内に組織されたバスケットボール連盟及び認定団体と埼玉県体育協会傘下の市町村体育協会が認めた市町村バスケットボール連盟（協会）を加盟団体として相互の連携を図る。

(認定団体)

第 4 条 本協会は、バスケットボール競技又はバスケットボールに類似する競技の普及及び発展を事業目的とし、本協会の趣旨に賛同する団体を理事会の議決を得て、認定団体とすることができる。

(遵守義務)

第 5 条 本協会の会員、役員、委員、加盟団体及び加盟チーム(役員、指導者スタッフ、選手及び関係者)は、本協会、JBA、国際バスケットボール連盟（以下「FIBA」という）及び FIBA ASIA の諸規程ならびにスポーツ仲裁機構（以下「CAS」という）及び一般社団法人日本スポーツ仲裁機構（以下「JSAA」という）の定款、定款細則、諸規程、指示、命令、決定ならびに裁定等を遵守する義務を負う。

第 2 章 役 員

(選 出)

第 6 条 理事は、定款第 38 条の規定に基づき定める。

各連盟は、総会において理事 1 名を選出する。

2 選任等、役員改選は、定款第 40 条の規定に基づき定める。

選任等、役員改選には、役員選考委員会を設置し、会長を指名する。

役員選考委員会は副会長以下業務執行理事から 3 名、各連盟より選出された理事から 1 名により組織される。

3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることはできない。

4 理事候補者及び監事候補者は、その就任時において 70 歳未満のものとする。

ただし、会長候補についてはこの限りではない。

第3章 名誉会長及び顧問

(任期)

第7条 名誉会長及び顧問を置く場合の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

第4章 部、委員会

(選出)

第8条 部会員・委員は各連盟から選出する。

(設置)

第9条 本協会には、総務部、財務部、渉外部、事業部、競技部、審判部、強化部、育成部を置き、各部には専門事項に関する専門委員会を置く。

本協会には次の部会と専門委員会を置く。

- (1) 総務部会
- (2) 財務部会
- (3) 渉外部会
- (4) 事業部会
- (5) 競技部会
- (6) 審判部会
- (7) 強化部会
- (8) 育成部会

専門委員会

- (1) 規律・プレイクリーン委員会
- (2) 審判審査委員会
- (3) 選手選考委員会
- (4) エンデバー委員会
- (5) AT委員会
- (6) 指導者育成委員会

(委任)

第10条 本協会の部会・委員会規程については、別に定める。

第5章 事務局

(業務)

第11条 事務局の主たる業務は、次のとおりとする。

- (1) 関係諸団体との連絡調整に関すること
- (2) 本協会の公印及び備品の管理に関すること
- (3) 加盟団体との連絡調整に関すること
- (4) 各会議の招集、その準備に関する事務及び議事録の管理に関すること
- (5) 器具、備品、消耗品の購入、印刷物の発注及び管理に関すること

- (6) 名簿の収集、作成、整備、管理に関する事
- (7) 文書の受発信、保管、管理に関する事
- (8) 資産台帳、負債台帳及び正味資産を示す書類の管理に関する事
- (9) 加盟チームの登録に関する事務及び登録票の保管に関する事
- (10) 各部会・委員会より要求された情報収集・整理に関する事
- (11) 公式競技会の子録の保存に関する事
- (12) IT関連に関する事
- (13) 出版物の販売、送付に関する事
- (14) 事務所の管理運営に関する事
- (15) 会長又は専務理事から命ぜられた業務に関する事

第6章 加盟チーム

(加盟チーム)

第12条 加盟チームとは、JBAが制定した「バスケットボール競技規則」に基づきバスケットボール競技を行うチームであり、本章の定めるところにより本協会に加盟登録したものをいう。

(種別)

第13条 加盟チームの種別は、JBA基本規程に準ずる。

(加盟資格)

第14条 本協会に加盟しようとするチームは、埼玉県内にその本拠(責任者の住所・活動場所等)を有するものでなければならない。

(加盟登録)

第15条 本協会に加盟登録しようとするチームは、JBAの定めるインターネットを利用し登録システムによる所定の登録手続き、(以下「Web登録」という)を行わなければならない。

2 加盟チームは、毎年5月末日までにWeb登録を行わなければならない。ただし、新規に加盟登録をしようとするチームは、随時Web登録を行うことができるものとする。

(権利)

第16条 加盟チームは、次の事項に関する権利を持つ。

(1) 本協会の組織単位として、関係する種別に関する委員会を通して本協会の施策に関与すること。

(2) 本協会、JBA又は関東バスケットボール協会が主催する競技会に参加すること。ただし、参加については、参加を希望する競技会の要項等の定めるところによる。

(義務)

第17条 加盟チームは、次の義務を負う。

(1) 別に定める加盟登録に関する登録費等を加盟登録手続き時に納めること

(2) Web登録を行った後に記載事項に変更があった場合は、所定の用紙を本協会事務局に、写しをそれぞれ速やかに届け出ること

- (3) いずれかに加盟団体に所属すること
- (4) 本協会及び JBA の定める諸規程を遵守すること
- (5) 参加する競技会の要項を遵守すること

(違反)

第 18 条 加盟チームが前条に違反したときの処分の最終決定は、理事会が行うものとする。

(選手の移籍)

第 19 条 選手の移籍に関する事項は、JBA 基本規程に準ずる。

第 7 章 審 判

(公式競技会の審判)

第 20 条 本協会の統轄する公式競技会の審判は、本協会、JBA に登録された審判員でなければならない。

(審判規程)

第 21 条 審判に関する事項については、理事会において別に「審判規程」を定める。

第 8 章 競 技 会

(公式競技会)

第 22 条 本協会の公式競技会は、本協会が主催、共催又は主管する競技会のみとする。

(競技会規程)

第 23 条 競技会に関する事項については、理事会において別に「競技会開催規程」を定める。

第 9 章 会旗と標章

(会 旗)

第 24 条 本協会の会旗は、別紙図面のとおりとし、「バスケットボール競技者が輝く未来」をあしらったものとする。

(標 章)

第 25 条 本協会の標章は、別紙図面のとおりとし、「バスケットボール競技者が輝く未来」をあしらったものとする。

(会旗の使用制限)

第 26 条 本協会の会旗は、本協会の事前の承認得ない限り記章その他の意匠として使用することはできない。

(標章の使用制限)

第 27 条 本協会の標章は、本協会の事前の承認を得ない限り、記章その他の意匠として使用することはできない。

第10章 懲 罰

(懲 罰)

第28条 懲罰に関する事項は、本協会倫理規程に準ずる。

第11章 細則の改廃

(細則の改廃)

第29条 本細則の改廃は、総会（代議員会）の議決を経て、これを行う。

2 本細則に規定されている条文のうち JBA 規程に基づくものは、JBA 基本規程の改正に伴って自動的に改正されるものとする。

附 則

- 1 この定款細則は、平成28年4月1日より施行する。
- 2 法人設立時の理事には、第6条4の規程を適用しない。